様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 2024年12月23日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）とうつういんてぐれーと  一般事業主の氏名又は名称 東通インテグレート株式会社  （ふりがな）さとうひろみ  （法人の場合）代表者の氏名 佐藤　博美  住所　〒984-0015  宮城県仙台市若林区卸町二丁目11番地の５  法人番号　2370001003657  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 『当社におけるDX推進の取り組み』 | | 公表日 | 2022年10月14日公表  2024年10月1日更新 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 東通インテグレート株式会社公式webサイト＞事業案内＞DX戦略＞DX推進の取組み  https://www.totsug.co.jp/fwp/wp-content/uploads/2024/12/dx\_action241001.pdf | | 記載内容抜粋 | 記載内容抜粋 ■デジタルが及ぼす影響と当社のDXビジョン  あらゆるものがインターネットでつながり、ビジネスの在り方、そして新しい生活様式の出現やAI技術の発展により、大きく変化する社会や、顧客のニーズに合わせて、ビジネスのやり方、組織の変革が、全ての企業に求められています。  我が社は設立以来、長年蓄積した経験を活かし、業種別の専門チームにより 仕事のシーンに合わせてICTをご利用いただくことで、「働く人々の生産性向上」「業務の効率化」「企業の大幅なコスト削減」「AI化」を実現し、多くのお客様にご評価いただいております。  不確実性が増す将来に向けて、デジタルトランスフォメーション（ITの浸透が人々の生活をあらゆる面で良い方向に変化させる）の概念に基づき、 進化するテクノロジーを利用しお客様の成長に向けて、お客様に寄り添い共に取り組んでまいりたいと存じます。  ■取組みの方向性(ビジネスモデルの方向性)  当社は　デジタルを活用した顧客獲得の為のマーケティングからオフィス環境構築まで、企業成長に不可欠なデジタル化に向けてのトータルなご支援を致しております。  当社自身がデータの一元管理を実現、データに基づいたリアルタイム経営を目指し社内システムの刷新。変革に取り組み、データ活用による業績の可視化、分析を行うことで経営のPDCAサイクルを迅速に回して参ります。  さらに、当社はマーケティング強化の一環としてデジタルによる新しい価値創造を目指し、動画配信、オンライン上でのシステム実証・体験等、新しい顧客体験の機会を創出して参ります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ホームページに記載されている内容は取締役会にて2022年10月8日に承認決議しており、代表取締役社長が責任を持って推進することとしています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社におけるDX推進の取り組み | | 公表日 | 2022年10月14日  2024年10月1日更新 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 東通インテグレート株式会社公式webサイト＞事業案内＞DX戦略＞DX推進の取組み  https://www.totsug.co.jp/fwp/wp-content/uploads/2024/12/dx\_action241001.pdf | | 記載内容抜粋 | 記載内容抜粋  ■当社のDX戦略  当社はデジタルツールにより生産性向上を図ることで人的リソースを確保しながら、新しい技術を活用したお客様へのDX提案、推進に注力して参ります。  ■自社DX推進戦略  当社は攻めのIT投資を拡大させ、以下に取り組みます。  1）データ可視化によるリアルタイム経営の実現  　当社は分散していたシステムを統合し、基幹システムを刷新することで、データの一元管理を実現、顧客との過去の取引実績のデータの他、案件の進捗プロセスを管理するSFAのデータを一元管理し、オンラインでアクセスできる環境を構築と、データに基づいた見込み商材の抽出や提案の時期、商談のキーマンなどを営業担当と管理者間で情報の共有を行い効率的な営業活動と収益性向上を目指します。    ２）デジタル活用による顧客接点改革  　お客様の課題別相談サイト「ビジかる」の充実し、顧客との接点をオンライン上からも創出。MAツールを活用し、継続的なデジタル上での育成。メールマガジンでの情報提供やオンラインセミナー、オンライン展示会の開催等、デジタルを活用したリードナーチャリングを推進すべく環境構築、活動に注力して参ります。  ３)デジタルツール活用による生産性向上  　RPAを導入し、受注管理や見込み金額の予測に関する基礎データ収集について、定型業務の効率  化の推進を致します。  請求書発行、発送業務について、電子請求書発行システムの導入により印刷、封緘発送の業務に  おいて手作業からシステムでの発行、顧客への電子配信することで効率化を推進致します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ホームページに記載されている内容は取締役会にて2022年10月8日に承認決議しており、代表取締役社長が責任を持って推進することとしています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 東通インテグレート株式会社公式webサイト＞事業案内＞DX戦略＞DX推進の取組み  https://www.totsug.co.jp/fwp/wp-content/uploads/2024/12/dx\_action241001.pdf | | 記載内容抜粋 | ■DX推進体制  　・当社におけるDX推進は代表取締役社長を責任者とするDX推進事務局が旗振り役となり  　戦略に応じてプロジェクトチームを組成し進めるものとする。  具体的なDX戦略の策定は、代表取締役社長と連携しDX推進事務局が行います。  立てたDX戦略の実行について、社内の各部門が実行し、結果やデータのフィードバックを行います。  ■DX戦略を実現するための人材育成  当社はDXリテラシーの高い人材育成に関して、資格取得を推進して参ります。  DX検定　　2025年までに5名の認定取得  DXビジネス検定　2025年までに5名の認定取得 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 東通インテグレート株式会社公式webサイト＞事業案内＞DX戦略＞DX推進の取組み  https://www.totsug.co.jp/fwp/wp-content/uploads/2024/12/dx\_action241001.pdf | | 記載内容抜粋 | ■戦略実現のための環境整備への取り組み  当社では既存システム維持にかかる予算を抑え、データ活用によるデジタルセールス基盤構築など、新たなIT投資への予算シフトを計画的に行い、戦略の具現化に向け取り組んで参ります。  また、当社オリジナルのお客様のDX推進をサポートする新しいソリューション（AIソリューション等）の開発投資を行い、メニュー化を推進して参ります。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社におけるDX推進の取り組み | | 公表日 | 2022年10月14日  2024年10月1日更新 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 東通インテグレート株式会社公式webサイト＞事業案内＞DX戦略＞DX推進の取組み  https://www.totsug.co.jp/fwp/wp-content/uploads/2024/12/dx\_action241001.pdf | | 記載内容抜粋 | ■戦略の達成度を測る指標  ・デジタルによる顧客からの問合せ件数：200％伸長達成（2022年度実績比）  　オンラインセミナー、オンライン展示会、特設サイト「ビジかる」からの問合せ  ・売上：2025年　DX関連売上高　200％伸長達成（2022年度実績比）  ・DX関連検定合格者数 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2022年10月14日  以降、継続して進捗更新をしております  ・2022年12月  ・2023年5月  ・2023年10月  ・2023年12月  ・2024年3月 | | 発信方法 | DX推進の総責任者である当社代表取締役社長名で、当社Webサイトにて今後の方向性や戦略の推進状況について発信しております。  東通インテグレート株式会社公式webサイト＞事業案内＞DX戦略＞DX進捗状況  https://www.totsug.co.jp/fwp/wp-content/uploads/2024/11/dx\_process20240401.pdf | | 発信内容 | 当社におけるDX推進の取組み、その進捗状況を発信しております。  ＜自社におけるDX推進＞  デジタルマーケティング環境構築状況  ＜お客様へのDX推進＞  ・IT導入補助金取り組み状況  ・「ビジかる」リリース状況  ・お客様の取組事例の掲載状況  ＜DX人材育成＞  DX関連検定取組み状況 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年9月頃　～2024年10月頃 | | 実施内容 | DX推進指標による自己分析を行い、自己診断フォーマットにその結果を記載して、継続的に検証して参ります。診断結果を入力したIPA自己診断フォーマットを添付資料として提出致します。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2018年10月頃　～　継続中 | | 実施内容 | 当社は、SECURITY　ACTION制度に基づき、自己宣言を行い、「二つ星」宣言しております。  掲載場所：https://www.totsug.co.jp/privacy/  自己宣言ID：40125188867  （手続き完了日：2018年10月23日）  情報セキュリティに対する各種規定を策定し、管理規定のもと運用しています。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。